指定管理者制度　導入判定基準　チェックシート

施設名　（福知山市総合福祉会館）

チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 （公共施設としての必要性がある。）	○	○	当施設は、市民の福祉の増進と生活文化の向上を図ることを目的として設立されており、障害者（児）、老人、母子、父子および寡婦福祉増進のための施設であることから、公共施設としての管理運営が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	△	○	部屋の貸出し等、同種の民間事業者は存在するものの、上記の福祉目的を主とした施設は少ない。 地域に根付いた福祉団体、法人など、当施設の目的と合致した活動をされている民間事業者は存在しており、こういった民間事業者等に任せることにより、ノウハウを活用したサービス内容の充実が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	○	利用料の免除規定を定めており、急激な収益増加は見込めず、指定管理料の大幅な低減や使用料、利用料金による運営についても期待できない。 しかし、ノウハウを有する民間事業者等での自主事業の実施により、市が直接運営するよりも大きい効果が見込まれる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】　指定管理者制度の導入を可とする（公募） ・ 改めて事業者の本来事業と指定管理事業の切り分けを検討すること ・ 幅広い層への市民周知の取組みを行うこと ・ 民間のノウハウを十分活かすこと		○	（見直し等の場合時期について記載）